

遊園における草刈り作業中に発生した車両損傷事故に係る和解について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 8 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 令和 6 年 9 月 2 日、市の管理する谷保 6 7 9 5 番地の 8 の上峰下第二遊園の草刈り作業中に飛散した小石等が、近隣宅地に駐車していた車両に当たり発生した車両損傷事故について、相手方との間で和解の合意に達したので、和解するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、提案するものである。

遊園における草刈り作業中に発生した車両損傷事故に係る和解について

令和 6 年 9 月 2 日、市の管理する谷保 6 7 9 5 番地の 8 の上峰下第二遊園の草刈り作業中に発生した車両損傷事故について、次のように和解する。

1 和解の相手方

住 所 国立市内
氏 名 A

2 和解内容

- (1) 国立市は、車両損傷事故に係る損害賠償金として、624,263円を負担する。
- (2) 上記以外の債権、債務はない。